介護サービス、介護予防サービスが利用できます

介護保険のサービスでは、要介護1~5の方は介護サービスが、要支援1・2 の方は介護予防サービスが、それぞれ利用できます。心身の状態などに合った サービスを選んで有効に活用してください。

在宅サービス

●平成29年4月までに、「介護予防訪問介護」および「介護予防通所介護」は「総合事業」に移行しました。

※サービス費用のめやすは利用者負担1割で計算しています。

要介護1~5の方

通所介護 (デイサービス)

デイサービスセンターや特別養護老人ホームなど通所介護施設に通い、他の利用者と一緒に食事、入浴などの日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。



受けられるサービスの内容

- ●施設への送迎
- ■日常生活動作の訓練
- レクリエーションなどを通じた交流活動
- ●健康状態の確認

通所

して利用する

●サービス費用のめやす

通常規模の事業所の場合

(6 時間以上7 時間未満)

※送迎を含む

()内は利用者負担

要介護 1 ~要介護 5

5,720 円 (572 円) ~ 9,880 円 (988 円)

要介護1~5の方

通所リハビリテーション(デイケア)

老人保健施設や医療機関等で、食事・入浴

などの日常生活上の支援や、理学療法士や作業療法士によるリハビリテーションを日帰りで行います。



●サービス費用のめやす

(所要時間 5 時間以上 6 時間未満)

※送迎を含む

()内は利用者負担

要介護 1 ~要介護 5

5,760円 (576円) ~ 10,600円 (1,060円)

要支援1・2の方

介護予防通所 リハビリテーション (デイケア)

老人保健施設や医療機関等で、共通的サービスとして日常生活上の支援やリハビリテーションを行うほか、その方の目標に合わせた選択的なサービス(運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上)を提供します。

●サービス費用のめやす

(1 か月につき)

()内は利用者負担

要支援 1・2

17.120円(1,712円)~36.150円(3,615円)

要介護1~5の方

訪問介護(ホームヘルプ)

ホームヘルパーが居宅を訪問し、食事、入浴、排泄等の身体介護や調理、掃除などの生活援助を行います。通院などを目的とした乗降介助も利用できます。



受けられるサービスの内容

- ●食事・排泄の介助
- 洗顔や歯みがき、入浴の介助
- ●体位の変換、就寝や起床の介助
- ●移動の介助、通院や外出の付き添い
- ■掃除・洗濯・衣類の整理
- ●食事の用意や片付け
- 薬の受け取り
- ●日用品の買物、ゴミ出し

●サービス費用のめやす

()内は利用者負担

身体介護 (20分以上30分未満)

2,480 円 (248 円)

生活援助(20分以上45分未満)

1,810円 (181円)

※早朝・夜間は25%加算、深夜は50%加算となります。

■乗車・降車等介助(1回)

980円 (98円)

※移送にかかる費用は別途負担となります。

(②) 以下のサービスは介護保険の対象とはなりません!

×本人以外の家族のための家事 ×草むしりや花木の手入れ ×ペットの世話 ×洗車 ×大掃除や家屋の修理など日常的な家事の範囲を超えるもの など

要介護1~5の方

訪問入浴介護

看護師、介護士が訪問し、 入浴設備や簡易浴槽を備え た移動入浴車による入浴介 助を行います。



●サービス費用のめやす

()内は利用者負担

全身入浴

12,500円 (1,250円)

介護予防訪問入浴介護 居宅に浴室がない場合や、感染症などの理 由からその他の施設における浴室の利用が困

由からその他の施設における浴室の利用が困難な場合などに限定して、訪問による入浴介護が提供されます。

要支援1・2の方

●サービス費用のめやす

()内は利用者負担

全身入浴

8,450円 (845円)

要介護1~5の方

訪問看護

疾患等を抱えている方について、訪問看護 ステーションや医療機関の看護師などが居宅 を訪問し、主治医と連絡をとりながら療養上 の世話や診療の補助を行います。

●サービス費用のめやす

()内は利用者負担

訪問看護ステーションから(20分未満) 3,110円 (311円)

病院または診療所から(20 分未満)

2,630円 (263円)

要支援1・2の方

介護予防訪問看護

看護師が居宅を訪問し、 介護予防を目的とした療養 上の世話や診療の補助を行 います。



●サービス費用のめやす

()内は利用者負担

訪問看護ステーションから (20 分未満) 3,000 円(300 円)

病院または診療所から(20分未満)

2,530円 (253円)

22

23

●サ-

訪問を受け

要介護1~5の方

訪問リハビリテーション

居宅での生活行為を向上 させるために、理学療法士 や作業療法士、言語聴覚士 などが、訪問によるリハビ リテーションを行います。



●サービス費用のめやす

()内は利用者負担

■ 1 回につき

2,900円 (290円)

要介護1~5の方

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、 管理栄養士などが居宅を訪 問して、療養上の管理や指 導を行います。



●サービス費用のめやす

単一建物居住者1人に対して行う場合()内は利用者負担

医師または歯科医師による指導(1か月に2回まで) 5.070円 (507円)



●サービス費用のめやす

上の管理や指導を行います。

テーションを行います。

●サービス費用のめやす

■ 1 回につき

単一建物居住者1人に対して行う場合()内は利用者負担

要支援1・2の方

介護予防訪問リハビリテーション

居宅での生活行為を向上させる訓練が必要

な場合に、理学療法士や作業療法士、言語聴

覚士などが訪問し、短期集中的なリハビリ

要支援1・2の方

介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士など

が居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養

()内は利用者負担

2,900円 (290円)

医師または歯科医師による指導(1か月に2回まで) 5.070円 (507円)



※医療機関の薬剤師が行う場合は月2回まで、薬局の薬剤師、歯科衛生士等が行う場合は月4回までとなります。 ※医師や歯科医師による訪問診療や投薬、検査、処置などは医療保険の対象となります。

要介護1~5の方

福祉用具貸与

日常生活の自立を助ける用具や機能訓練に 用いるための福祉用具を貸し出します。

要支援1・2の方

介護予防福祉用具貸与

福祉用具のうち介護予防に役立つものにつ いて貸与を行います。

※事業者ごとに「福祉用具専門相談員」が配置されます。

福祉用具は正しく利用して初めて効果が得られます。 効用と弊害をきちんと理解して、効果を十分に得られ る使い方を心がけましょう。

●サービス費用のめやす

レンタル費用の利用者負担割合に応じた額となります。

《対象となる用具》

- ●車いす ●車いす付属品(クッション、電動補助装置など) ●特殊寝台
- ●特殊寝台付属品(サイドレール、マットなど) ●床ずれ防止用具(エアマットなど)
- ●体位変換器 ◎手すり(据え置き型など工事をともなわないもの)
- ○スロープ(工事をともなわないもの) ○歩行器 ○歩行補助つえ
- ●認知症老人徘徊感知機器 ●移動用リフト(住宅の改修が不要なもの、つり具を除く)
- ●自動排泄処理装置 (要介護 4・5 の方が対象)
- ※要介護1、要支援1・2の方は、原則として◎の用具のみレンタルできます。

要介護1~5の方

特定福祉用具販売

入浴や排泄など、貸与になじまない福祉用 具の購入費を支給します。要介護状態区分に よらず、年度10万円を上限に、福祉用具の 購入費を支給します。

要支援1・2の方

特定介護予防福祉用具販売

介護予防に資する入浴や排泄などに使用す る福祉用具を販売します。

- ※「福祉用具販売業者に対する指定制度」が導入されています。 (指定業者から購入しないと介護保険の対象になりません)
- ※事業者ごとに「福祉用具専門相談員」が配置されます。

福祉用具は正しく利用して初めて効果が得られます。 効用と弊害をきちんと理解して、効果を十分に得られ る使い方を心がけましょう。

●サービス費用のめやす

購入費の利用者負担割合に応じた額となります。ただし、いったん 利用者が全額を負担したのち、領収書・パンフレットの写し・福祉 用具サービス計画書などを添えて指宿市の窓口に申請することで、 10万円の限度額内で保険給付分(費用の9割または8割。平成30 年8月から特に所得の高い方は7割)が、あとから支給されます。



《対象となる用具》

●腰掛け便座 ●特殊尿器 ●入浴補助用具 ●簡易浴槽 ●移動用リフトのつり具

要介護1~5の方

要支援1・2の方

住宅改修費の支給

介護予防住宅改修費の支給

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修を行った場合、20万円を上限として費用を支給 します。

居宅での暮らしを支える

(冷) 介護保険で住宅改修するときの注意点

- ・必ず事前にケアマネジャーなどに相談し、指宿市へ提出する書類をそろえましょう。 (事前申請制度)
- ・信頼できる工事業者を選びましょう。

※申請の際は、「介護保険居宅介護(支援)住宅改修費支給申請書」「住宅改修が必要である理由書(ケア マネジャーなどに作成を依頼)」「領収書」「工事費の内訳書」「完成後の状態を確認できる書類 (施工前・後の日付入り写真)」「平面図」などが必要となります。

●サービス費用のめやす

要介護状態区分にかかわらず、現住居につき限度額は20万円とな り、その利用者負担割合に応じた額となります。いったん改修費用 の全額を利用者が負担し、指宿市の窓口に申請することで、保険給 付分(費用の9割または8割。平成30年8月から特に所得の高い方 は7割) があとから支給されます。

- ①手すりの取り付け
- ②段差の解消
- ③滑りの防止、移動の円滑化のための床材の変更
- 4引き戸などへの扉の取り替え
- **⑤洋式便器などへの便器の取り替えなどの小規模な改修**



利用できるサービス

在宅サービス

要介護1~5の方

在宅に近い 暮らしをする

短期入所生活介護 短期入所療養介護

(ショートステイ)

老人保健施設や医療機関等で、食事・入浴 などの日常生活上の支援や、理学療法士や作 業療法士によるリハビリテーションを行います。

※日常生活上の介護を受ける「生活介護」と、 医療上のケアを含む介護を受ける「療養介 護」の2種類があります。

●サービス費用のめやす

介護老人福祉施設(併設型・従来型個室)の場合 (1 日につき) ()内は利用者負担

要介護 1 ~要介護 5

5,840円 (584円) ~8,560円 (856円)

介護老人保健施設(多床室)の場合

(1日につき)

()内は利用者負担

要介護 1 ~要介護 5

8,260 円 (826 円) ~ 10,390 円 (1,039 円)

要介護1~5の方

特定施設入居者生活介護

要支援1・2の方

介護予防 短期入所生活介護 短期入所療養介護 (ショートステイ)

老人保健施設や医療機関等で、共通的サー ビスとして日常生活上の支援やリハビリテー ションを行うほか、その方の目標に合わせた 選択的なサービス (運動器の機能向上、栄養 改善、口腔機能の向上)を提供します。

●サービス費用のめやす

介護老人福祉施設 (併設型・多床室) の場合

(1日につき)

()内は利用者負担

要支援 1・2

4,370円 (437円) ~ 5,430円 (543円)

介護老人保健施設 (多床室) の場合

(1日につき)

()内は利用者負担

要支援 1・2

6,110円 (611円) ~ 7,650円 (765円)

要支援1・2の方

介護予防 特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居している高齢者 が、介護予防を目的とした日常生活上の支援 や介護を受けられます。

●サービス費用のめやす

有料老人ホーム

等に入居中の高齢

者が、日常生活上

で必要な介護や機

能訓練などを受け

(1日につき)

られます。

()内は利用者負担

要介護 1 ~要介護 5

5,340円 (534円) ~ 8,000円 (800円)

●サービス費用のめやす

(1日につき)

()内は利用者負担

要支援 1・2

1.800円 (180円) ~ 3.090円 (309円)

金ここが変わります

「共生型サービス」がはじまりました

これまでは、障害福祉サービスを受けていた方が介護保険の対象になると、サービスを受 ける事業所も変更する必要が多かったのですが、平成30年4月から「共生型サービス」と位 置づけられ、同一事業所で、障害者と介護保険対象者がサービスを受けやすくなる特例が 設けられました。

施設サービス

要介護3~5の方

米生活全般での介護が必要な方

介護老人福祉施設

(特別養護老人ホーム)

●サービス費用のめやす(多床室の場合) 常生活介護や療養上の世話が受 1/1

(1 日につき)

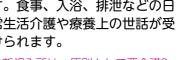
施設に入所する

(施設サー

要介護 1 ~要介護 5

5,570円 (557円) ~8,290円 (829円)

常時介護が必要で、居宅での 介護が困難な方のための施設で す。食事、入浴、排泄などの日 けられます。



病状の安定している方に、医

療上のケアやリハビリテーショ

ン、日常的介護を提供し、家庭

※新規入所は、原則として要介護3 以上の方が対象です。

要介護1~5の方

* 在宅復帰をめざしてリハビリを受けたい方

介護老人保健施設

(老人保健施設)

●サービス費用のめやす (多床室の場合) への復帰を支援するための施設

(1日につき)

要介護 1 ~要介護 5

7,710円 (771円) ~ 9,840円 (984円)

*病院での長期的な療養を要する方

介護療養型医療施設

(療養病床等)

●サービス費用のめやす(多床室の場合)

(1日につき)

要介護 1 ~要介護 5

7.450円 (745円) ~ 12.510円 (1.251円)

急性期の治療を終えた、長期 療養が必要な方のための医療機 関の病床です。医療、看護、介 護、リハビリテーションなどが 受けられます。



※指宿市ではサービスの提供はあり ません。

金ここが変わります

「介護医療院」が創設されました

平成30年4月から介護保険施設として、新たに「介護医療院」が創設されました。

◇介護医療院の特徴

- ①「生活の場としての機能」を兼ね備えます。
- ②日常的に医療ケアが必要な重介護者を受け入れます。
- ③看取り介護やターミナルケアにも対応します。

なお、これまでの「介護療養型医療施設」 ●サービス費用のめやす(多床室の場合) (療養病床)は、順次、介護医療院等に移 行していくことになります。

(1日につき)

要介護 1 ~要介護 5

8,030円 (803円) ~13,320円 (1,332円)

27

利用できるサービス

地域密着型サービス

(原則、他市区町村のサービスは利用できません。)

高齢者の方が住みなれた場所での生活を続けるために、身近な地域ごとに拠点をつく り、支援していくサービスです。

※サービス費用のめやすは利用者負担1割で計算しています。

要介護1~5の方

要支援1・2の方

小規模多機能型居宅介護

介護予防小規模多機能型居宅介護

通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問系・宿泊系のサービスを組み合わせ、多 機能なサービスを提供する小規模な拠点です。

●サービス費用のめやす

同一建物居住者以外に対して行う場合

(1 か月につき)

()内は利用者負担

要介護 1 ~要介護 5

103,200 円 (10,320 円) ~ 268,490 円 (26,849 円)

要介護1~5の方

要支援2の方 ※要支援1の方は利用できません。

34,030 円(3,403 円)~68,770 円(6,877 円)

認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)

介護予防認知症对応型共同生活介護 (グループホーム)

認知症高齢者がスタッフの介護を受けながら共同生活する住宅です。

●サービス費用のめやす

ユニット数1の場合

(1日につき)

()内は利用者負担

要介護 1 ~要介護 5

7.590円 (759円) ~8,520円 (852円)

●サービス費用のめやす ユニット数1の場合

●サービス費用のめやす

(1か月につき)

要支援 1・2

同一建物居住者以外に対して行う場合

(1日につき)

()内は利用者負担

要支援 2

7.550円 (755円)

()内は利用者負担

要介護1~5の方

要支援1・2の方

認知症対応型通所介護

介護予防認知症対応型通所介護

認知症の方を対象に、専門的なケアを提供する通所介護です。

※指宿市ではサービスの提供はありません。

●サービス費用のめやす

(6 時間以上7 時間未満) 認知症対応型グループ ホーム等の共用スペースを利用する場合

()内は利用者負担

要介護 1 ~要介護 5

4,530円 (453円) ~ 5,170円 (517円)

●サービス費用のめやす

(6 時間以上7 時間未満) 認知症対応型グループ ホーム等の共用スペースを利用する場合

()内は利用者負担

要支援 1・2

4,200 円 (420 円) ~ 4,430 円 (443 円)



要介護1~5の方

定期巡回・随時対応型 訪問介護看護

(定期巡回・随時対応サービス)

訪問介護と訪問看護が密接に連携し ながら、短時間の定期巡回型訪問と、 必要に応じて 24 時間随時対応を行う サービスです。

●サービス費用のめやす

訪問介護・訪問看護を利用する場合

(1か月につき)

()内は利用者負担

要介護 1 ~要介護 5 82,670 円 (8,267 円) ~ 294,410 円 (29,441 円)

看護小規模多機能型 居宅介護 (複合型サービス)

小規模多機能型居宅介護の サービスに加えて、必要に応 じて訪問看護の複数のサービ

スも提供されます。サービス 間の調整が行いやすくなり、 柔軟なサービスが受けられる ようになります。

※指宿市ではサービスの提供はありません。

●サービス費用のめやす

同一建物居住者以外に対して行う場合 (1か月につき) ()内は利用者負担

要介護 1 ~要介護 5 123,410円(12,341円)~311,410円(31,141円)

地域密着型特定施設 入居者生活介護

入所定員30人未満の小規模 な介護専用型特定施設に入居 する方のための介護サービス です。

●サービス費用のめやす

(1日につき) ()内は利用者負担

要介護 1 ~要介護 5 5,340 円 (534 円) ~ 8,000 円 (800 円)

夜間対応型訪問介護

24時間安心して 在宅生活が送れるよ う、巡回や通報シス テムによる夜間専用 の訪問介護を整備し ます。



※指宿市ではサービスの提供はありません。

●サービス費用のめやす

オペレーションセンターを設置している場合 ()内は利用者負担

基本夜間対応型訪問介護

1 か月につき 10,090 円 (1,009 円) 定期巡回サービス

1回3.780円(378円)

随時訪問サービス

1回5,760円(576円)

地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護

入所定員30人未満の小規模 な介護老人福祉施設に入所する 方のための介護サービスです。

※新規入所は、原則として要介護3 以上の方が対象です。

地域密着型 通所介護

入所定員 18 人以下の小規模 なデイサービスセンター等で、 入浴や排泄などの日常生活上 の支援や機能訓練が受けられ ます。



●サービス費用のめやす (多床室)

(1日につき) ()内は利用者負担

■要介護 1 ~要介護 5 5,650円 (565円) ~ 8,410円 (841円)

●サービス費用のめやす

(6 時間以上 7 時間未満) ()内は利用者負担

要介護 1~要介護 5

6,620円 (662円) ~ 11,440円 (1,144円)

◆介護サービスの苦情・相談があるときは…

介護(介護予防)サービスを利用していて、困ったことや相談したいことがあったら、早めに 事業者に話して解決するようにしましょう。介護保険の介護サービスを利用する方は、利用す る居宅介護支援事業者のケアマネジャーに、介護予防サービスを利用する方は、地域包括支 援センターの保健師等に相談してみましょう。

●それでも改善されない場合には

指宿市の介護保険担当窓口へご相談ください。また、鹿児島県国民健康保 険団体連合会(☎099-213-5122)へ申し立てることもできます。



利用できるサー

地域密着型サービス

介護予防・日常生活支援総合事業 (総合事業)

介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)

介護予防・日常生活支援総合事業とは、介護予防給付として行われてきた「訪 問介護」と「通所介護」を組み入れて、市区町村ごとに独自に行われる介護サービ ス事業です。

これまで介護予防給付として行われてきた訪問介護・通所介護は、介護予 防・生活支援サービス事業として実施されます。

- 対象者 ① 要支援1・2の方
 - ② 「基本チェックリスト」 により該当した方

利用料

費用の1割(一定以上所得者は2割、平成 30年8月から特に所得の高い方は3割)を負担 します。また、要介護状態の区分により1か月 あたりの上限額が決められています。



事業内容の例

●介護予防ケアマネジメント

総合事業によるサービスを、適切に受けられるようにするためにケアプランを作 成します。

●訪問型サービス

利用者が自力では困難な行為について、ホームヘル パーによるサービスが利用できます。

また、調理や掃除等の生活援助、ゴミ出しや買物などの 生活支援、保健師等による居宅での相談指導なども行われ ます。



●通所型サービス

日常生活の支援などの基本的サービスのほか、その方 の目標に合わせた「選択的なサービス(運動器の機能向上、 栄養改善、口腔ケア)」などを行います。

また、ミニデイサービス、体操や運動等の活動、栄養 改善などのプログラムも行われます。



要支援・要介護状態の有無にかかわらず、すべての高齢 者を対象に行われます。高齢者自身も事業の担い手として 参加し、地域のコミュニティを活性化する役割を期待されて います。

対象者 65歳以上(第1号被保険者)のすべての方

事業内容の例

介護予防普及啓発事業 介護予防活動の普及や啓発を行います。

●地域介護予防活動支援事業 住民主体の介護予防活動の育成・支援を行います

●地域リハビリテーション活動支援事業

通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場(体操 教室など)へのリハビリテーション専門職等による助言等を実施します。

●介護保険に関すること

名 称	住 所	電話番号
指宿市長寿介護課介護保険係	指宿市十町2424番地 (指宿市役所)	22-2111 内線253·254 (給付) 262·263 (認定)
山川支所市民福祉課健康福祉係	指宿市山川新生町84番地	34-1114 (直通)
開聞支所市民福祉課健康福祉係	指宿市開聞十町2867番地	32-3111 内線126

●介護相談や虐待に関すること

名 称	住 所	電話番号
指宿市地域包括支援センター	指宿市十町2424番地 (指宿市役所)	22-2111 内線252·260
湯之里園在宅介護支援センター	指宿市東方828番地口号	22-4410
徳光苑在宅介護支援センター	指宿市山川岡児ヶ水1212番地1	35-0027
薩摩富士荘在宅介護支援センター	指宿市開聞仙田6529番地1	32-5381

利用できるサービス

介護予防・日常生活支援総合事業 (総合事業)